

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和 8 年 10 月 14 日

広島県知事 横田 美香

1 業務内容

(1) 業務名

広島県庁舎食堂等運営業務（使用許可）

(2) 業務の仕様等

広島県庁舎食堂事業者の募集に係る企画提案募集要領及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県庁舎（本館地下 1 階及び東館 8 階）

(5) 使用許可の方法【重要事項説明】

行政財産の使用料に関する条例（昭和 39 年 3 月 31 日広島県条例第 31 号）、行政財産使用規則（昭和 39 年 3 月 31 日広島県規則第 14 号）及び行政財産の使用料の額の設定（平成 6 年 3 月 24 日広島県告示第 285 号）によるものとする。

(6) 使用料

行政財産の使用料に関する条例の定めるところによる使用料を、別途定められた期日までに納付すること。

2 公募型プロポーザル参加資格

(1) 法人格を有する団体であること。

(2) 法人又はその代表者が次に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者。

イ 破産者で復権を得ない者。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本県における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。

(4) 募集の開始の日から使用許可日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていないこと。

(5) 本企画提案募集の公告日から使用許可日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 19 条第 3 項の規定による公表が行われている者をいう。）が、経営若しくは運営に関与していないこと。

- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (8) 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 広島県内に本社、支社、営業所等を有し、迅速かつ具体的な連絡、調整等が可能な者であること。
- (10) 飲食店・食堂等の運営経験を 3 年以上有する法人であって、食堂の運営に関し、必要な資格・免許等を有し、十分な業務遂行能力及び適正な執行体制を有する者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 広島県庁舎食堂事業者の募集に係る企画提案募集要領及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県総務局福利課（広島県庁本館 3 階）
電話（082）513-2260（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和 8 年 10 月 14 日（水）から令和 8 年 10 月 28 日（水）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

- (2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、広島県庁舎食堂事業者の募集に係る企画提案募集要領に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和 8 年 10 月 28 日（水）17 時まで

エ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便、特定記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 8 年 11 月 5 日（木）までに通知する。

(3) 現地説明会の実施

本件公募型プロポーザルに係る現地説明会を次のとおり実施する。

なお、本件公募型プロポーザルにおいて現地説明会への参加は必須であり、現地説明会へ参加する者は、その旨を申し出なければならない。

ア 参加申出場所

上記(1)アの場所

イ 参加申出期限

上記(2)ウと同じ

ウ 説明会開催日

令和8年11月10日(火)17時までの間で随時実施

エ 説明会開催場所

上記(1)アの場所

(4) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和8年11月25日(水)17時まで

ウ 提出方法

持参又は郵便等による。ただし、郵便等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。また、提出する提案書は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

4 事業実施予定者の決定

(1) 審査方法

提案書の内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、広島県庁舎食堂事業者選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを事業実施予定者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「広島県庁舎食堂事業者の募集に係る提案書等作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和8年12月4日(金)までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 使用許可申請等の手続き

事業実施予定者と、提出された提案書を基本に事業運営等の詳細について協議をした上で、事業実施予定者は「行政財産使用許可申請書」を提出するとともに、許可を受けた日から1週間以内に「誓約書」を提出する。

万一、事業実施予定者の辞退等があった場合は、次点の提案として評価した者を事業実施予定者として繰り上げ、使用許可の手続きを行う場合がある。

(4) 県の競争入札参加資格の認定

事業実施予定者に選定され使用許可を受ける者は、原則として、発注に対応する契約種目について、県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等に係る告示に基づき、県の競争入札参加資格の認定を受けるものとする（すでに発注に対応する契約種目について認定を受けている者を除く。）。

(5) その他

広島県庁舎食堂事業者の募集に係る企画提案募集要領による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局福利課（広島県庁本館3階）

電話（082）513-2260（ダイヤルイン） ファクシミリ（082）225-7909

メールアドレス soufukuri@pref.hiroshima.lg.jp